

令和 7 年度
(2025 年度)

滋賀県人権施策基本方針および
滋賀県人権施策推進計画関連施策
実施状況（説明資料）



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、すべての人が将来も持続的に「心」で豊かさを実感できるよう、すべての人に居場所と出番のある共生社会をつくることを施策の一番に掲げ、「滋賀県基本構想」に基づき、様々な取組を進めています。

人間としての尊厳が保障され、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、そうした共生社会をつくっていくうえで最も大切な基盤のひとつです。

しかし、高齢者や障害者、子どもへの虐待、いじめや様々なハラスメントなどに加え、性の多様性など、人権に関わる課題は年々複雑化・多様化しています。また、他人を誹謗・中傷したり、差別を助長するような書き込みや情報の拡散など、インターネット上の人権侵害はますます深刻化しています。

このような状況の中、国では、令和5年（2023年）の「こども基本法」および「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行、令和6年（2024年）の「情報流通プラットフォーム対処法」の施行など、こうした課題の解決を目的とした法整備が進められました。

また、令和7年（2025年）12月には『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020－2025）』が改定され、「ビジネスと人権」の観点から日本が取り組むべき8つの優先分野に関する今後の政府の取組方針や各種施策が明示されるとともに、日本企業が、その規模、業種等にかかわらず、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権尊重の取組に最大限努めることへの期待が表明されるなど、近年では企業による人権尊重の取組が重視されています。

本県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する施策の積極的な推進を県の責務と規定しており、平成15年（2003年）3月に「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を総合的、計画的に推進するための行動計画として策定した「滋賀県人権施策推進計画」を社会情勢や法の整備等を踏まえ令和6年（2024年）7月に改定しました。

様々な人権課題に対応するため、この基本方針や推進計画に基づき、庁内横つなぎで、市町とも十分連携を図りながら、人権施策の推進に努めています。

この冊子は、「滋賀県人権施策基本方針」および「滋賀県人権施策推進計画」に基づき県が実施している施策の実施状況について、報告資料としてとりまとめたものです。

目 次

基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発	1
2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実	6

分野別施策の推進〔主な分野〕

1 女性	8
2 子ども	10
3 高齢者	12
4 障害者	14
5 部落差別（同和問題）	16
6 外国人	18
7 患者	20
8 犯罪被害者等	22
9 性的指向・ジェンダーアイデンティティ	24
10 インターネット上の人権侵害	26

基本施策の推進

1 人権意識の高揚—教育・啓発

人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につける
- 自発的な学習のための環境づくり

現状と課題

人権施策基本方針に掲げる人権の基本理念の観点から、日常生活のあらゆる場面において、人権感覚を高めるための教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、「今の滋賀県は『人権が尊重される社会』になっていると思う」と答えた人の割合は56.3%となり、これまでの人権啓発の取組が徐々に浸透してきていると考えられます。その一方で、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.3%で最も高くなったものの、「特に考えていない」は23.1%、「なりゆきにまかせる」は21.3%となるなど、課題も見られる状況です。

こうしたことから、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組むとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な切り口で啓発テーマを設定し、啓発手法を工夫しながら、特に人権に関心の低い人等に対しての研修や啓発の機会を提供しています。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

(1) 人権教育

ア 家庭教育

●「届ける家庭教育支援」地域活性化事業(生涯学習課)

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、多くの保護者が家庭教育について学ぶ場や語り合う機会が必要とされています。

そこで、各市町で活躍できるファシリテーターを養成するために、「家庭教育ファシリテーター養成講座」を開催しました。

○家庭教育ファシリテーター養成講座 3回開催 参加者のべ147名

イ 就学前教育・学校教育

●生きぬく力の礎育み事業（人権教育課）

困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされる居場所づくり、自己有用感・自己効力感等を味わうことのできる出番づくり等により、生き抜く力の礎となる自尊感情を高める取組を推進しました。

○事業実施 30学区

○推進学区事務局会 3回開催

○いしずえ交流研究会 5回 参加者538名



交流研究会（全体会）

●子どもが輝く学校・園づくり研究推進事業（人権教育課）

指定校・園において、「子どもの声を聴き、意見を尊重する」ポイントを活用しながら、子どもの声が反映される学校・園づくりの実践研究を進めることにより、子どもが安心して生活できる居場所づくりと、ウェルビーイングの実現に向けて、主体的に行動する子どもの育成を図りました。

○連絡協議会 2回開催

○各指定校・園（4か所）での取組

アドバイザー訪問 年1回

研究協力者訪問 年3回



連絡協議会

ウ 社会教育

●人権教育指導研修事業（生涯学習課）

人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権教育啓発冊子「波紋」を発刊・配布するとともに、「しが生涯学習スクエア」で人権に関する視聴覚教材の貸出を行いました。

○しが生涯学習スクエア 貸出実績 48件

（2）人権啓発

ア 県民に対する人権啓発

●人権全般に関する啓発（人権施策推進課）

人権意識の高揚を図るため、広報誌や啓発冊子の発行など、様々なメディアを活用した啓発活動を行いました。啓発にあたっては、県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を活用し、親しみやすくわかりやすい内容で、ラジオ番組、テレビスポット広告、新聞広告、ポスター、イベント等を通じて、身近なところからあらためて人権について考えてもらえるように啓発に努めました。

○人権啓発ラジオ番組「ジンケンダーラジオ」の放送 53回

ジンケンダーラジオ (FMしが 毎週火曜日 朝9時30分ごろから)



↑ FMしが番組ホームページ

人権週間 新聞広告



ポスター



●じんけんミニフェスタ (人権施策推進課)

子どもから大人まで、身近なところから人権について考え、行動することの大切さを感じられるよう、啓発イベント「じんけんミニフェスタ」を開催しました。

参加者アンケートの結果、『「人権」のことを考えるきっかけとなった』と回答した方は全体の98%となるなど一定の成果がありました。

○開催回数 2回 (ビバシティ彦根、ランチ大津京)

※1回 (びわこ文化公園) は雨天中止



↑じんけんミニフェスタ
県HP

●人権ふれあい啓発（人権施策推進課）

県内のイベント会場や商業施設等において、多くの子どもや保護者にジケンダーと一緒に、手話シンガーソングライターによる手話講座や手話歌などを通して、人権の大切さについて学んでいただきました。

○イベント等での啓発

4回開催 参加者合計 約 750 名



●人権啓発活動ネットワーク協議会事業（人権施策推進課）

滋賀県初のプロバスケットボールチームの「滋賀レイクス」の協力を得て、お互いに相手を思いやることの大切さなど、人権について子ども達と選手が一緒に楽しく学ぶ啓発活動を実施しました。

また、滋賀レイクスホームゲーム会場内に人権啓発ブースを出展し、啓発動画の上映や、リーフレット・啓発物品の配布等を行いました。

○じんけんオープンスクールの開催

2回開催 参加者合計 90 名



○滋賀レイクス ホームゲーム会場における人権啓発活動

2回実施



●若年層向け人権啓発事業（人権施策推進課）

若い方々に、人権は身近なものであり、人権が尊重される社会づくりに向け、一人ひとりが考え行動していかなければならないという意識をより強く持っていただこうと、県内の大学生のから人権に関するキャッチコピーを募集しました。

14 名から 27 件の応募があり、優秀作品は啓発資材（卓上ポップやチラシ）に表示し、県内の大学の食堂や談話室等に設置しました。

○優秀作品

『何気ない一言。誰かの人生に刻まれる。』



イ 事業者に対する人権啓発

●企業内人権啓発推進等事業（商工政策課）

企業において、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての理解を深め、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、企業内公正採用・人権啓発推進月間の実施、市町が行う啓発事業への助成等を行い、一定の成果を上げています。

○事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置率 95.5%（令和7年度）



←ポスター（企業内公正採用・人権啓発推進月間）



↑事業所内公正採用選考・人権啓発 県HP

●人権啓発活動推進事業[ビジネスと人権]（人権施策推進課）

「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく企業活動の推進を図る啓発に努めました。

また、県の公共調達の契約の相手方に対し、契約書等で人権尊重の取組に努めるよう求めました。

○県広報誌 滋賀プラスワン(2025 年秋号)他



●雇用安定対策[公正な採用選考]（労働雇用政策課）

企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、啓発を行いました。

○啓発冊子「採用にあたって」（4,350 部）、ポスター（4,965 枚）、
チラシ「15 のチェック」（8,600 枚）を作成、配布

今後の方向性

令和3年度（2021 年度）に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では、人権啓発に触れた回数が多い人ほど人権意識も高くなっていることから、人権に関心が低い人等への啓発が更に必要となっています。そこで、テレビや新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した広報や参加型のイベントの開催、広報誌や啓発冊子の発行など、県民が人権啓発に接触する機会を更に増やしていけるよう創意工夫しながら、一人ひとりの具体的な行動変容につながる啓発や、対象者の年齢層を意識した効果的な啓発の実施に努めます。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

現状と課題

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点からは、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を継続して国に要望しています。

また、県内の人権相談窓口は、国や県、市町、各機関等に設けられていますが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、相談・支援体制の充実を図っています。

さらに、人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もしなかった」と答えた人は32.3%となっており、前回(平成28年度(2016年度))調査の39.4%より減少したものの、依然として課題が見られることから、より多くの人が適切な相談機関につながるよう、相談窓口の一層の周知に努めています。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

(1) 総合的な相談窓口の設置・運営

人権侵害に関わる相談・支援は、国では法務局で実施されていますが、県においても、人権に関する総合的な相談窓口として人権相談室を設置する(公財)滋賀県人権センターに対し支援しました。

●(公財)滋賀県人権センター人権相談室の運営(人権施策推進課)

○令和7年度(2025年度)新規相談件数 76件
対応延べ件数 773件

(2) 専門的な相談窓口の充実

人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子ども、LGBT等に関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など、専門的な相談窓口の充実を図りました。

●女性

○男女共同参画相談件数(男女共同参画センター)

総合相談	3,901件
専門相談 DVカウンセリング	49件
男性相談	75件
法律相談	43件

○女性相談支援員による相談支援における相談件数

(中央、彦根子ども家庭相談センター) 延べ件数 2,455件

●子ども

○児童虐待相談件数

(中央、彦根、大津・高島、日野子ども家庭相談センター) 1,860 件

●高齢者・障害者

○高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数

(権利擁護センター) 87 件

●外国人

○生活相談件数

(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、英語、その他)
((公財)滋賀県国際協会) 1,583 件

●患者

○医療安全相談件数 (医療安全相談室)

延べ件数 553 件

●LGBT等

○相談件数 ((公財) 滋賀県人権センター)

12 件

(3) 相談機関の連携

(4) 相談窓口のPR

(5) 相談員等の資質向上と体制強化

●人権に関する相談支援体制の充実 (人権施策推進課)

県では、様々な人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるよう、国・県・市町などの55の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図っています。

また、多くの方に人権相談窓口のことを知っていただくため、相談窓口を一覧にしたリーフレットを市町や関係機関で配布するとともに、イベントで参加者に配布しました。

さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図るため、参加機関のニーズを踏まえ、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有等を行いました。

○2回開催 参加者合計 71名

○テーマ 「改正DV法 (配偶者暴力防止法) ～現状とこれから～」
「消費生活相談・外国人相談にみる子どもを取り巻く状況」



今後の方向性

社会の情勢の変化に伴って人権に関する課題は多様化・複雑化しており、各分野の相談体制の充実はもちろんのこと、個々の相談機関では対応が困難な場合や他の相談機関での対応のほうが適切な場合などがあります。そのため、今後も引き続き人権相談窓口が設けられている行政機関・団体等の連携強化を図るとともに、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱え続けることがないように、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

分野別施策の推進

1 女性

- 人権の尊重と安心・安全な暮らしの実現
- あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展
- 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現
- 男女共同参画意識の浸透
- 総合的・計画的な関連施策の推進

現状と課題

滋賀県では、性別にかかわらずともに輝いて生きていくことができる社会の実現を目指して、平成14年（2002年）4月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行しました。本条例では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野で対等に参画できるよう、県と県民、事業者がそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。

こうした取組の成果として、育児・家事に関しては、男性の育児休業取得率が年々向上するなど、男性の参画が進みつつあります。令和6年度（2024年度）の男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識について、「同感しない」割合は74.1%であり、前回調査（2019年度）から14.6ポイント上昇しており、固定的な性別役割分担意識の解消は着実に進んでいることがわかります。一方で、本県の女性の雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は全国1位の高さであり、家事・育児の家庭内のケアワークは依然として女性が主な担い手となっています。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの被害者の多くは女性であり、男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される社会を実現するため、社会全体で根絶を目指さなければなりません。こうした暴力の背景には、男女が置かれている経済的格差や固定的な性別役割分担意識などが依然としてあることから、暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援の充実、加害者対策など、総合的な対策の推進が求められています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●ジェンダー平等のための「大人の学び・やりませんか？」事業（女性活躍推進課）

社会人を対象としたジェンダー平等についての動画の作成・発信および若い世代と企業で働く人との意見交換会を開催することにより、男女共同参画・女性活躍推進に向けた意識啓発を図りました。

○職場の未来デザイン！ミーティング

1 回開催 参加者35名



○職場の未来デザイン！チャンネル

ジェンダーギャップ解消のための5つのテーマ（アンコンシャス・バイアス、男性育休、家事シェア、女性の健康、アフターバース）の動画を作成し、YouTubeで発信 総再生回数：2,739回（令和7年10月～令和8年3月）

●女性の起業トータルサポート事業（男女共同参画センター）

起業に向けてチャレンジしたい女性やチャレンジ中の女性のステップアップとお互いの交流や情報交換、ネットワークづくりを支援するための各種事業を実施しました。

また、課題を抱える女性へのサポートのため、ビズ・チャレンジ相談等を実施しました。

○女性のチャレンジ・起業支援セミナー

16回開催 参加者167名

○チャレンジショップ 32回開催

○女性のためのビズ・チャレンジ相談 86件

○女性の起業家交流会（講演・事例発表） 1回開催 参加者65名

○女性の起業オンライン相談 24回開催 参加者37名

○女性のコワーキングチャレンジオフィス 参加者190名

○オンラインマルシェセミナー等 参加者98名



●犯罪被害者等支援事業（県民活動生活課）

「犯罪被害者総合窓口」や「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）」による犯罪被害者等への支援に取り組むとともに、犯罪被害者等を支える社会を形成するための広報啓発および支援従事者の二次受傷対策等を実施しました。

○総合窓口 相談支援件数 2,850件

○SATOCO 相談支援件数 3,110件

今後の方向性

人口減少社会の本格的な到来などによって社会の状況が大きく変化する中、誰もが自身の希望に応じて活躍できる環境を整えるためには、固定的な性別役割分担意識や慣習などにとらわれず、あらゆる場面で多様な選択ができ、男女が共に支え合う社会を実現することが必要不可欠です。

そのため、男女がともに個性と能力を十分に発揮でき、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに向け今後も引き続き啓発やセミナーの実施、就労支援の充実などに取り組むとともに、人権侵害を受けた女性の相談支援等の取組の推進を図ります。

DVに関しては、関係機関が連携を深め、総合的な支援体制の下、引き続き対策の推進に取り組めます。

また、性別による差別は性別役割分担意識だけでなく、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって生じることもあるため、こうした思い込みの解消に向けた啓発・教育の取組を推進します。

2 子ども

- 社会全体で子育て・子育てを応援
- 子ども・若者の健やかな育ち
- いじめへの対応
- 子どもの貧困対策の推進
- 社会的養護の推進
- 不登校への対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

現状と課題

令和5年（2023年）には、国において「こども基本法」が施行され、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」が基本理念として定められました。こうした状況を踏まえ、県では、令和7年（2025年）に「滋賀県子ども基本条例」を施行し、すべての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に向けて、全庁を挙げて取組を進めています。

しかし、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の相談件数やいじめの認知件数の増加、児童生徒の不登校、子どもの貧困、有害情報の氾濫、非正規雇用の増加やニート、ひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化など厳しさを増してきています。

特に、児童虐待に関する相談件数は、社会全体の関心の高まりもあり、令和6年度（2024年度）には8,566件まで増加しています。県内には現在4か所の子ども・家庭相談センターが設置されており、県、市町、関係機関そして県民の連携のもと、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応から子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）、子どもの自立まで、切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。

また、いじめに関連した重大事件が全国で発生しており、いじめは学校を含めた社会全体の課題であることから「いじめ防止対策推進法」が制定されました。県では、同法に基づき策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」を平成29年（2017年）に改定し、いじめの問題への対応を学校だけではなく社会における重要課題と位置づけるとともに、インターネット上のいじめへの対応や関係機関との連携強化などの対策を追加し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●児童虐待防止対策事業（子ども家庭支援課）

児童虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、子どもの保護・ケアや親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目ない支援を行いました。

○オレンジリボンキャンペーン

- ・街頭啓発 2回実施
- ・企業・団体とのタイアップによる啓発 1回実施
- ・企業等へのリボン等配布等 10,000部配布

- ・児童虐待防止のための出前講座 20回開催
- 24時間365日体制の強化
- 児童虐待相談等関係職員研修 受講者延べ1,318名

●「すまいる・あくしょん」普及啓発事業（子ども若者政策・私学振興課）

子どもたちの笑顔を増やすための新しい行動様式
「すまいる・あくしょん」に基づき、子どもたちや
関係者の行動変容を促すための普及啓発を行いました。

- 「すまいる・あくしょん」フェスタ
1回開催 参加者約7,000名
- 「すまいる・あくしょん」宣言登録企業団体数
201団体（累計）



●子ども・若者支援体制強化事業（子どもの育ち学び支援課）

ニート、引きこもり、不登校、発達障害者等、社会生活を円滑に営む上で様々な
悩みをお持ちの方（小学生から概ね39歳まで）や家族、支援者、学校等関係機関の方
を対象に相談事業を実施しました。

- 電話相談 令和7年度（2025年度）：499件
- 来所相談 令和7年度（2025年度）：104件

※令和7年12月末時点の件数。思春期相談（摂食障害、自傷、PTSD）、ひきこもり相談（6か月以上交流なし、所属なし）を除く。

今後の方向性

子どもは家族や社会にとって可能性を秘めたかけがえのない存在であり、その人権を
重んじ、幸せを第一に考えるという視点に立って、「子どもの最善の利益」が実現され
るよう配慮する社会が求められています。

そのような社会を実現するため、子どもの人権が尊重される意識の醸成を図ると
ともに、児童虐待の防止等の子どもの権利擁護のための取組を推進します。また、保育
士やスクールソーシャルワーカーなどの子どもの成長を支える人材の養成や、ひとり
親家庭への支援、いじめへの対応、ヤングケアラー・ケアリーバーの支援などによ
り、全ての子どもが安全・安心な環境で健やかに生まれ育つことができるよう、引き
続き取組を推進します。

児童虐待、貧困、非行等、子どもに関する様々な問題の深刻化が懸念される状況に
ついては、引き続きこうした問題の防止・解消につながる取組の推進に努めます。

また、子ども施策全般に関しては、滋賀県子ども政策推進本部のもと、部局を横断
した取組を推進することにより、その充実・強化を図っていきます。

3 高齢者

- 誰もが生き生きと活躍できる共生社会づくり
- 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり
- 暮らしを支える体制づくり
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

現状と課題

滋賀県の総人口における65歳以上の高齢者の割合は令和6年(2024年)4月1日現在で27.3%であり、高齢者数がピークとなる令和27年(2045年)頃には、今より約8万人多い45万人、高齢化率は35.5%になる見込みです。また、認知症の人は令和7年(2025年)には約7万5千人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には10万8千人に達し、65歳以上の約4人に1人が認知症となる見込みです。高齢者の人権を守る取組が豊かな社会を作るための重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本県では介護保険事業の実施主体である市町や関係団体などとともに、2040年を見据えながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」を令和6年(2024年)3月に改定しました。高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らし続けることができる社会の構築が求められています。

しかし現状として、高齢というだけで一律に社会的弱者と位置付けられ、年齢制限により働く場が十分に確保されない状況があります。一方で、介護や支援を必要とする高齢者が増加し、虐待(介護の放棄や拒否を含む)や財産・金銭面等での権利侵害、施設等における身体拘束といった問題が生じています。また、高齢者を狙った消費者被害の未然防止や、全国的に高齢ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる重大事故の発生が相次ぐなど、高齢者の交通事故防止対策も重要な課題です。

さらに、介護の長期化と介護者自身の高齢化により、介護を行う家族等の身体的・精神的な負担が増大している状況への対応も求められています。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

●情報、資料の収集・提供・相談事業(医療福祉推進課)

インターネットを用いた中高年者の仲間づくり、生きがいづくりの支援システムを運営するとともに、地域社会の活動に主体的に参画する中高年齢者を養成し、その社会参加を支援しました。

○「びわこシニアネット」ホームページの運営・充実

○情報誌の発行(レイカディア通信) 年2回 3,600部、3,500部

●認知症地域総合支援事業(医療福祉推進課)

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域の医療・福祉・保健関係者等による多職種のネットワークを構築するとともに、認知症の介護者

等へのフリーダイヤル電話相談等の活動をしている（公社）認知症の人と家族の会に委託して介護相談を行うほか、認知症の人やその家族等からの意見聴取等を行いました。

- もの忘れ介護相談室の運営（週5日開設）
- 各圏域における地域連携・多職種共同推進事業の実施
- 「認知症バリアフリー」地域づくり推進事業

●高齢者権利擁護推進事業（医療福祉推進課）

高齢者虐待防止および身体拘束廃止に向け、高齢者権利擁護支援センターの運営委託等の事業を実施しました。

- 高齢者権利擁護支援センターの運営委託
 - ・高齢者虐待対応研修会 80名参加
 - ・意思決定支援研修会 83名参加
 - ・高齢者虐待防止セミナー 52名参加
- 高齢者権利擁護対策事業
 - ・権利擁護支援・成年後見制度利用促進協会 21名参加
 - ・高齢者虐待対応人材育成研修 延べ96名参加
 - ・権利擁護支援総合アドバイザーの配置・派遣事業 計7回実施
 - ・権利擁護人材育成事業（講義） 計4回 延べ101名参加

●高齢運転者交通事故防止対策事業（警察本部・交通企画課）

高齢ドライバーの交通事故防止対策として「オブジェ：運転技能自動評価システム」を導入し、出前方式の講習会を行うことにより交通事故防止を図りました。

- 出前型の運転適性講習会 33回開催 受講者数114名
- 効果（令和7年（2025年）中）
 - ・県下の高齢ドライバー事故件数 590件（前年比△75件）
 - ・ // 死者数 14名（前年比＋6名）
 - ・ // 傷者数 691名（前年比△95名）

今後の方向性

高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を実現するため、高齢者を支える医療・福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、認知症などの理由によって高齢者が不当に差別を受けたり、虐待を受けたりすることがないよう、引き続き必要な支援の充実に努めます。

同時に、高齢者が地域の中で自分らしく生き生きと活躍できるようにするため、必要な環境整備や生きがいづくり活動の支援等の取組を推進します。また、高齢者虐待の増加、地域における高齢者の孤立化・閉じこもりの拡大等の問題に関しては、引き続きこうした問題の防止・解消につながる環境整備・体制づくりを推進します。

4 障害者

- 共生社会づくり
- ともに暮らす
- ともに育ち・学ぶ
- ともに働く
- ともに活動する
- 障害者施策の総合的な推進

現状と課題

滋賀県の令和6年度（2023年度）における障害のある人の人数（手帳所持者）は、身体障害者51,915人、知的障害者17,129人、精神障害者15,524人と増加傾向にあります。これらの障害者に対する福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。

平成28年（2016年）4月1日、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。法律では、国や自治体、民間事業者に対して、障害者の差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。法施行後も障害があることを理由に入店を拒否されるなどの事案が発生している状況があります。このため、法律の周知を一層進めていくとともに、法の実効性を補完し、滋賀の実践者が大切にしてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感の輪を広げながら、共生社会づくりを目指すため、平成30年度（2018年度）に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。

また、障害者施策の基本方針、施策の実施計画として令和3年度（2021年度）に策定した「滋賀県障害者プラン2021」を令和6年（2024年）3月に一部改定し、共生社会の実現に向け、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」という基本理念を掲げ、施策を進めていくこととしています。

さらに、グループホームなど地域における住まいの場の確保、インクルーシブ教育システムの構築、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備、地域における余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまちづくりや障害に対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組の一層の推進にも努めています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●障害者差別解消総合推進事業（障害福祉課）

平成31年（2019年）4月に施行した滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施しました。

○相談体制の整備

障害者差別解消相談員2名と地域アドボケート29名を配置するとともに、あっせん等を行う「障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設置

○県民・事業者等への周知・啓発

合理的配慮の助成事業（8件）を実施

●チャレンジドWORK運動推進事業（労働雇用政策課）

障害者の就労について事業所や県民の関心を深め、障害者雇用が促進されるよう普及啓発事業を実施しました。

○障害者雇用優良事業所等表彰（知事表彰）

障害者雇用優良事業所 3事業所

優秀勤労障害者 13名

チャレンジドWORK推進事業所 2事業所

○障害者就職面接会

10月、2月に開催

参加企業 延べ89社 参加求職者 延べ581名

就業者 延べ42名

○障害者雇用の具体的な好事例および障害者雇用に関連する助成制度を掲載した事業主向けリーフレットの発行 発行部数4,000部

○県内企業の経営者・人事担当者を対象に障害者雇用促進・定着推進セミナー

基調講演・事例紹介 参加者19名

企業見学 参加者9名



●文化芸術による共生社会づくり事業（文化芸術振興課）

県内の文化施設等において、誰もが楽しめる文化芸術プログラムを実施するとともに、ノウハウの習得や共有を図ることで、文化芸術活動者の人材育成を図りました。

○誰もが参加し楽しめる文化芸術プログラムの開催

4地域（東近江市、大津市、草津市、愛荘町）開催

○県内文化施設担当者向け情報保障研修会の実施



今後の方向性

障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく活躍することができる共生社会を実現するためには、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合える環境をつくっていくことが必要です。そのため、「この子らを世の光に」に代表される滋賀の福祉の思想を大切にしながら、障害を理由とする差別の解消に向けた相談・解決の体制整備や合理的配慮の推進などに取り組むとともに、障害の特性に応じた就労促進等、障害者の自立や社会参加の取組を促進します。

また、どのような社会環境や生活場面であっても、障害者が適切な支援を受けられるための施策の推進にも継続して取り組みます。

5 部落差別（同和問題）

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- インターネット上の差別書き込み等への対応
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

現状と課題

昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた格差も大きく改善されました。

こうした中、平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

また、人権に関する県民意識調査（令和3年度（2021年度））では、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は35.0%となり、前回（平成28年度（2016年度））調査の40.2%よりも減少しています。同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから、正しく学ぶことが大切です。

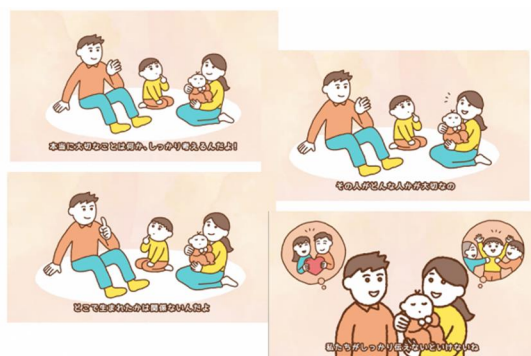
今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組の推進が求められています。このため、教育・啓発活動を、国・県・市町、関係機関・団体などの多様な主体が連携し、積極的に進める必要があります。同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けても取り組むことが求められています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●人権啓発活動推進事業（同和問題啓発分）（人権施策推進課）

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付けています。「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に啓発広告の掲出、啓発CMの放送など、様々な啓発活動を実施しました。

○同和問題啓発強調月間テレビスポット広告



○同和問題啓発強調月間ポスター



○じんけん通信（令和7年9月1日発行） 特集 舳松人権歴史館から学ぶ 部落差別の歴史



○ジンケンダーラジオ 放送テーマ

令和7年9月2日
「同和問題1～同和問題とは～」

令和7年9月9日
「同和問題2～身元調査とは～」

令和7年9月17日
「同和問題3～差別発言・書き込み～」

●えせ同和行為に対する取組（人権施策推進課）

「えせ同和行為防止滋賀県民会議」において、えせ同和行為の排除に向けた情報収集や意見交換、研修等を行いました。

今後の方向性

同和問題は、誤った知識や偏見などによって差別が温存・拡散される性質を有しています。その解消のためには、一人ひとりが同和問題について正しく学ぶことができる機会の提供が不可欠であるため、県民意識調査の結果も踏まえながら、より効果的な取組手法を検討します。

その上で、今後も様々な場面・手法で同和問題に関する教育・啓発活動を粘り強く行うことにより、県民の正しい理解の促進に努めるとともに、問題の解決を阻害するえせ同和行為の根絶等にも引き続き取り組んでいきます。

また、インターネット上での個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・拡散する書き込み、部落地名一覧・被差別部落で撮影した写真や動画の掲載等の行為に対しては、その防止のための啓発だけでなく、必要に応じて法務局への掲載情報の削除要請依頼等も行っており、引き続きこうした取組を進めていきます。

6 外国人

- こころが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 外国人材の活躍支援
- 次世代を担う人材の育成
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

現状と課題

県には令和7年（2025年）12月末現在、県民全体の約3%にあたる44,735人の外国人の方が住んでおられ、その内訳はベトナム26.9%、ブラジル19.6%、中国10.5%などとなっています。

平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されたことにより、日系人とその家族に定住者の在留資格が認められ、県においても南米地域の日系人を中心に外国人人口が増加しました。

近年は、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、ベトナム、インドネシア国籍の人が増加するなど、多国籍化の傾向が見られます。また、平成31年（2019年）4月には入管法が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入が開始されました。

以上の背景から、今後、更なる多国籍化の進展や言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。このような状況の下、滋賀県で働き、暮らし、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指した取組を推進することが求められています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●多文化共生推進事業（国際課・（公財）滋賀県国際協会）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な地域の構成員として、共に生きていくことができる「多文化共生社会」の実現のために各事業を実施しました。

○多文化共生地域人材等育成事業

「多文化共生講座」

テーマ「多文化共生を自分ゴトにする」

1回開催 参加者34名

「災害時外国人サポーター養成講座」

1回開催 参加者21名

○外国人相談窓口業務

（公財）滋賀県国際協会に相談窓口を設置し、多言語での相談対応を行いました。



相談件数 1,583件

・月～金 10時～17時 ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、
タガログ語、その他 <相談員 6名>

○外国人向け情報紙発行事業

(公財) 滋賀県国際協会において、ボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行しました。

10言語 20,000部 年4回発行

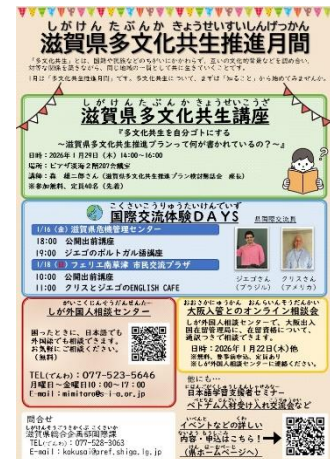
○地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

- ・日本語学習支援者養成のための研修開催(計5回)
- ・滋賀県地域日本語教育実態調査の実施

○多文化共生推進周知事業

1月を多文化共生推進月間と定め、チラシ配布・ポスター掲示・パネル展示・ホームページやSNS掲載・知事定例会見での紹介などで周知を図りました。

他にも、県国際交流員による交流体験や職員向けやさしい日本語研修などを実施しました。



今後の方向性

県内の外国人人口は令和7年(2025年)に過去最多を更新し、今後も増加することが予想されます。外国人住民の増加とともに国籍や在留資格が多様化する中、コミュニケーションや生活の支援に取り組むとともに、同じ地域で暮らす外国人と日本人の相互理解が図られるよう交流の機会を増やすなど、多様な機関や主体と連携を図りながら、多文化共生の地域づくりに向けた取組を引き続き推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民の生活環境により大きな影響を与えました。こうした状況下での取組の経験を踏まえ、外国人住民が必要な支援につながるができるよう、引き続き相談支援等の充実に努めます。

7 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者等への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

現状と課題

少子高齢化の一層の進行、がんや認知症患者の増加など疾病構造の変化、医療技術・情報化の進展などにより、健康や病気に関する県民のニーズは多様化・高度化しており、患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。さらに、今後の高齢者の急速な増加に伴い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。患者一人ひとりのクオリティー・オブ・ライフ(QOL、生活の質)の確保・向上という面から見て、在宅医療を含めた療養環境のさらなる整備が求められています。

また、医療従事者と患者とのコミュニケーションや相互理解の取組をさらに進めることが必要です。県民の医療安全に対する関心は高まってきており、医療事故や医療過誤等を含めた医療行為に関わる問題について、患者や家族の立場から相談できる医療安全相談機能の充実が求められています。

難病患者、エイズ患者・HIV感染者、肝炎患者、ハンセン病患者等に対しては、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。ハンセン病療養所入所者等については、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況にあります。

令和2年(2020年)より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者等、周囲の関係者にまで差別や偏見による被害が生じているほか、ワクチン接種やマスク着用に関連したハラスメント等の被害も発生しました。令和5年(2023年)5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、感染対策の実施は個人・事業者の判断が基本とされましたが、こうした新たな感染症の流行に伴う人権侵害を防止するため、引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組むことが必要です。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

●難病対策推進事業(健康しが推進課)

難病相談支援センターにおいて、難病患者およびその家族を対象に講演会や交流会、ピア・サポートを実施しました。また、難病医療連携協議会において従事者研修会とネットワーク研修会を実施し、支援者に対し難病患者が使用できる社会資源等についての講演を行いました。保健所では、圏域内の関係機関調整やネットワークの構築、在宅支援者に対する研修会、災害対応における検討等を行いました。

○難病相談支援センター相談件数

令和7年度（2025年度）：549件

○難病医療連携協議会相談件数

令和7年度（2025年度）：423件

●エイズ対策促進事業（健康危機管理課）

エイズに関する正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、エイズの早期発見と二次感染の予防のため、相談・検査事業を行いました。

○相談件数 令和7年度（2025年度）：1,853件

○検査件数 令和7年度（2025年度）：598件

●ハンセン病啓発事業（健康しが推進課）

ハンセン病についての正しい知識を普及し、差別や偏見をなくすため、啓発を実施しました。

○現地学習会および療養所入所者訪問の実施

○啓発リーフレット 6,000部作成・配布

今後の方向性

多様化かつ高度化する県民の医療ニーズに的確に対応できる体制をつくるためには、医療機関の役割分担の明確化や関係機関間の連携など、医療を提供する側の体整備の推進とともに、患者の尊厳が守られる環境づくりに努める必要があります。

そのため、医療に関する患者の相談への対応体制の充実のほか、難病患者の相談・支援体制の充実、またエイズ・HIV、肝炎、ハンセン病等に関する正しい知識の普及や啓発に引き続き取り組みます。

新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、新型コロナウイルス感染症まん延時に発生した様々な人権侵害と同様の問題が繰り返されないよう、引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組みます。

8 犯罪被害者等

- 平穏な日常生活への復帰の支援
- 犯罪被害者を支える社会づくり

現状と課題

犯罪被害者およびその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪等の理不尽な行為により身体を傷つけられたり、家族の命を奪われたりするなどの直接的被害を受けるだけでなく、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職などによる経済的困窮、捜査・裁判による精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレスなど、被害後に生じる二次的被害に苦しめられています。

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、犯罪被害者等の人権について特にどのようなことが問題だと思うかをたずねたところ、「マスコミの取材によって私生活の平穏が保てなくなったり、報道によってプライバシーが侵害されたりすること」と答えた人の割合が最も高く、次いで「周囲の人やインターネット上で無責任なうわさ話をされる等の二次被害を受けること」、「犯罪被害者等の立場や気持ちについて、理解や認識が十分でないこと」の順となっています。

二次的被害などによる犯罪被害者等が抱える課題は深刻かつ多様で、多分野にわたる支援を犯罪被害者等の視点に立って途切れることなく実施することが必要です。このような状況を踏まえ、犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みんなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、平成30年(2018年)4月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行するとともに、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための支援施策を推進するため、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。また、令和6年(2024年)8月には県内全ての市町と(公社)おうみ犯罪被害者支援センターとで犯罪被害者等支援のための連携協定が結ばれました。

犯罪被害者等が、一日も早くもとの平穏な日常生活に復帰できるよう支援するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し二次的被害を生じさせない社会づくりの取組を推進することが求められています。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

●犯罪被害者等支援事業(県民活動生活課)【一部再掲】

犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、早期から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行いました。

また、性暴力被害者の支援に特化し、24時間ホットラインをはじめとした総合的ケアを行う「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」による支援を行いました。

○総合窓口 相談件数

令和7年度（2025年度）：2,850件

○SATOCO 支援件数

令和7年度（2025年度）：3,110件



●社会全体で犯罪被害者等を支える取り組み推進事業（警察県民センター）

犯罪被害者遺族を講師として、県内の中学校、高校、専門学校、大学等で講演を開催し、被害者の置かれた立場や心情への理解を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するとともに、受講者の規範意識向上を図りました。

○講演実施 中学校6校 高校1校 聴講生2,376名

今後の方向性

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等を社会全体で支えるしくみをつくることが重要です。そのため、犯罪被害者等の個人としての権利が尊重されるよう、引き続き必要な啓発等を実施するとともに、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者等の二次的被害を防止するための相談・支援体制の充実に努めます。

9 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

- 性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発の推進
- 相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

現状と課題

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))において、「LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為(アウティング)が行われること」の順となりました。また、令和5年(2023年)6月には、「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されました。

こうした状況を踏まえ、県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、令和6年9月より「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

引き続き、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する社会の理解の増進を図るための取組を推進することが求められています。

令和7年度(2025年度)実施状況(抜粋)

●「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」(人権施策推進課)

LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を実施し、宣誓者に対し宣誓書受領証を交付しました。

○宣誓書受領証交付件数

令和7年度(2025年度) 12件

第 号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】	【パートナー】
(年 月 日生)	(年 月 日生)
年 月 日	

滋賀県知事 三日月 大造

宣誓書受領証

滋賀県
パートナーシップ宣誓制度
令和6年(2024年)9月より開始

滋賀県では、LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。

(※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税控除等)が生じるものではありません。)

手続きの流れ

一連開始までに

事前受付

電子申請(しがネット受付サービス)・メールまたは電話により、宣誓を希望する旨を予約してください。

宣誓の条件や手続きの詳細は、滋賀県のホームページをご確認ください。

宣誓日曜日

宣誓手続き

必要書類を持参の上、二人で滋賀県庁にお越しください。宣誓書に必要事項を記入していただきます。

宣誓書受領証の交付

(図)

県民・事業者等の皆様へお願い

本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、またすべての人の人権が尊重されるよう、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

滋賀県社会企画部人権施策推進課
(大津市京町四丁目1番1号 新館2階)
電話: 077-528-3533 メール: cf000@pref.shiga.lg.jp

今後の方向性

社会的な関心が急速に高まっている一方、「アウティング」の問題に表されるように、職場や学校等、社会生活の様々な場での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられます。

そのため、性は多様であることを正しく理解し、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、引き続き啓発等の取組を推進します。

10 インターネット上の人権侵害

- インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発
- 差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応
- 国・関係機関等と連携した取組の推進

現状と課題

高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。

令和3年（2021年）4月にインターネット上での誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的に「プロバイダ責任制限法」の改正が行われ、令和6年（2024年）5月には、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための更なる改正が行われ、新たに「情報流通プラットフォーム対処法」として施行されました。また、加害者への罰則強化に関しても、令和4年（2022年）6月に刑法が改正され、侮辱罪の厳罰化が行われました。

こうした状況を踏まえ、インターネットを利用する際のルールやマナーを守り、個人のプライバシーや名誉を尊重し正しく利用できるよう、教育や啓発を推進することが求められています。

令和7年度（2025年度）実施状況（抜粋）

●インターネット人権啓発事業（人権施策推進課）

インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催しました。また、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、若年層の正しい理解を促進するため、リーフレットを配布しました。

○啓発事業

- ・インターネット啓発事業 研修会の開催 参加者91名
- ・リーフレットの作成

「スマホでな・か・よ・し」 県内の新小学4年生 約16,000部配布



今後の方向性

インターネット上の誹謗中傷・差別書き込み等の人権侵害行為は依然としてなくなっておらず、その防止のためには、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識の普及に粘り強く取り組んでいくことが必要であると考えられることから、より伝わりやすい教育・啓発の取組を推進します。